

京都市告示第 205 号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行地区内の計画道路における建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく平成 8 年 7 月 15 日付け第 336 号の道路の指定について、一部の区間の指定を取り消しました。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 21 年 8 月 5 日

京都市長 門川 大作

指定番号	指定年月日	道路の名称	道路の幅員	道路の延長	道路の位置
第 393 号	平成 21.6.12	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業内区画道路	メートル 6.00	メートル 44.2	京都市伏見区横大路貴船 32-1 番地（一部）、33 番地（一部）、40 番地（一部）、52-5 番地（一部）、52-14 番地（一部）、52-15 番地（一部）及び 52-16（一部）

（都市計画局建築指導部建築指導課）